

企業との共同研究による発明等の取扱いに関する方針

国立大学法人九州大学
学術研究・産学連携本部

本方針は、九州大学(以下「大学」という。)と共同研究相手企業(以下「相手企業」という。)との共同研究から創出された発明及び特許の取扱いに関する大学の基本的な考え方を示すものである。

【出願等費用負担の考え方について】

特許を所有する経済的な意味は、企業においては「自己実施による製造・販売」、「競合他社からの防衛」、「ライセンス」等であるが、大学においては「ライセンス」に限られている。出願等及び権利保全の手續に要する費用(以下「出願等費用」という。)については特許を所有する者の負担が原則となるが、両者で異なる特許所有の経済的意味を鑑み、共同研究で創出された大学単独(実施許諾の要望がある場合。)及び大学・相手企業共有の知的財産については相手企業の出願等費用負担を原則とする。

- (1) 共同研究から創出された大学の単独発明又は単独特許(以下「単独知財」という。)に関して相手企業から実施許諾の要望がある場合は、相手企業の出願等費用負担、実施時の対価還元を求める。
- (2) 単独知財に関して相手企業から実施許諾の要望がない場合は、出願の是非も含めて、大学の裁量で適切に取り扱う。
- (3) 共同研究から創出された相手企業と大学の共同発明又は共有特許(以下「共有知財」という。)に関しては、相手企業の出願等費用負担、独占的实施手續をした場合は、大学は独占の金銭的対価を求める。なお、相手企業が非独占実施を望んだ場合であっても、相手企業以外が実施することが困難であるような場合には、相手企業による独占実施であるとみなす。
- (4) 相手企業が出願等費用を負担している共有知財を非独占的に実施する場合は、大学は金銭的対価を求めない。この場合、大学は第三者実施許諾を積極的に行う。
- (5) 相手企業から共有知財の大学持分の譲渡を求められた場合で合理的な理由があるときは譲渡交渉に応じる。
- (6) 組織対応型連携契約に基づいた共同研究による知財については、上記内容とは別の取扱いとなる。

以 上